

「政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する件（案）」に対する
意見募集の結果及び意見に対する考え方
（令和７年５月１３日～令和７年６月１２日意見募集）

【提出意見 ５件】

No.	意見申出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	行手法 38 条 1 項 5 号、6 号、8 号に該当するもので、パブリックコメントは不要ではないか。	本件は、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 3 条及び第 4 条に定める適用除外及び第 3 9 条第 4 項各号に定める特別の事情には該当しないと考えております。	無
2	個人	自分は関東に住んでいます 今の時代の視聴や旅先などでの視聴、多様な生活時間に対応するためネット放送や見逃し配信、エリア外視聴などそういうものにも対応してほしい、24 時間テレビに備えるということは現実的ではない、結局投票するために政治家候補などの政策を見比べることができない、また特定候補のを見ようと何日もかけていられない、複数政治家候補のを見ることも現実的ではない、また再放送などがない、関東だと数都県分がまとめていると多すぎるといった事などもあって改善をお願いします。	政見放送自体のあり方に関するご意見として承ります。 政見放送のあり方については、選挙運動のあり方に関わる問題であり、総務省としては、各党各会派において御議論いただくべき事柄であると考えます。	無

3	個人	なぜ滋賀、徳島、愛媛なのか、合理的な理由がわかりません。 もう少し具体的な選定理由を教えてください。	都道府県内の世帯カバー率等の要件をおおむね満たす事業者について、基幹放送事業者の新規指定を都道府県選挙管理委員会の要望を踏まえ随時行っているところであり、今般、滋賀県、徳島県及び愛媛県選挙管理委員会からの新規指定要望があったため、当該要件をおおむね満たす基幹放送事業者を新規指定するものです。	無
4	個人	改正案に賛成する。 ただ一言付言するならば、特に民放各局においては、深夜帯ではなくなるべく視聴者が見やすい・聴きやすい時間帯に政見放送及び経歴放送を実施するよう求める。	賛同意見として承ります。 総務省においては、日本放送協会及び基幹放送事業者が、政見放送の予定の日時を定めるに当たって、有権者が最も視聴しやすい日時であるかどうか、同一の選挙区の全ての候補者等が平等に放送できるよう選挙管理委員会が放送の日時を定めることができるかどうか等について留意して検討するよう、各都道府県の選挙管理委員会を通じて示しているところです。	無
5	個人	FM 放送局の追加ですが、賛成です。	賛同意見として承ります。	無